

長野市（企画政策部）プレスリリース

令和5年6月20日

長野市結婚新生活支援事業補助金の開始について

結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

1 申請期間

令和5年7月1日～令和6年3月31日

〔窓口受付 令和5年7月3日（月）～令和6年3月29日（金）〕

2 補助内容

(1) 補助となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日に支払った住宅の取得費用、住宅の賃借費用、リフォーム費用及び引っ越し費用から、住宅手当を控額した額

(2) 補助額

婚姻日の年齢が39歳以下の夫婦 上限30万円

婚姻日の年齢が29歳以下の夫婦 上限60万円

3 対象世帯（すべてに該当する夫婦）

- ・婚姻日が令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下
- ・夫婦の住民票が長野市で、対象住宅の住所であること
- ・令和4年分の所得金額が夫婦合計で500万円未満
（奨学金の返還を行っていた場合は、前年の奨学金の返還額を控除します）
- ・交付申請日からおおむね2年以上、長野市に居住する意思があること
- ・本事業に係るアンケート等に協力すること
- ・夫婦の双方が市町村税を滞納していないこと
- ・夫婦の双方が暴力団員又は暴力団関係者でないこと



申請方法等の詳細は、別紙チラシ及び右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。

ながのご縁を



信都・長野市

企画政策部 移住推進課

（課長） 飽田 学 （担当） 丸山 ゆき子

電話：直通 026-224-8639 FAX：026-224-5103

E-mail：marriage-s@city.nagano.lg.jp